

バンコックにおける華僑社会の構造

——泰国中華総商会について(二)——

内田直作

三 泰国中華総商会の構造

イ 郷帮別構造 前号(本誌、第四十一号「研究ノート」、バンコックにおける華僑社会の構造)——泰国中華総商会について(一)——第九六―七頁)にも明らかにしておいた通り、章程にあげられた本会の宗旨(第二条)は、工商業の促進と、それに関連する諸事項が中心となっているから、本会の機構は下部工商業団体から選出された代表者達によって組織されているものと理解されうる。だが、事実上は章程にかかわらず下部の郷帮別の七属(潮州・広肇・客家・福建・海南・三江・台湾)団体から選出された会董(理事)計五一名によって、「会董会」が構成されている。「会董会」には主席一名、副主席二名、秘書一名、財政二名も包括されている。⁽¹⁾

ここで、一応比較のために、帮派制が問題となっているシンガポール中華総商会について検討しておこう。

バンコックにおける華僑社会の構造

バンコックにおける華僑社会の構造

ロ シンガポール中華総商會の場合 右の郷別董事の選出方法は、シンガポール中華総商會のそれと共通している。同總商會の場合はその章程第一八条に明記されており、董事（會董）四五名、商業団体董事六名、計五一名であつて、會長一名、副會長がそのうちにふくまれている。

シンガポールの場合には、任期二年の新董事會選出の場合、予め準備委員會が開催され、各郷別選出の董事の分配額数が決定される。例えば、一九六五年—六年度の場合には、次の通りに決定されていた。

(郷別)	(會員數)	(董事割當數)
福 幫	一、三三〇名	一三名
潮 幫	五三四名	一〇名
広 幫	一九六名	三名
埔 幫	一五四名	三名
三江幫	二二三名	四名
琼(海南)幫	五一名	一名
梅 幫	三〇名	一名
商 団	七二団体	六名

右では、まず各幫の會員數が重視される。同年の會員數總計二、五〇八名に四五名の董事を均等配分する場合、會員數五・七三名に対して一名の割合となる。右の決定數は、正確に均等的ではないが、ほぼその方針に沿っている。ただ、広幫の勢力の後退が目立っている。創立当時の「新嘉坡中華商務總會試弁章程」によれば、

一九〇六年同会創立の際の帮別役員定員数は次の通りであった。⁽³⁾

	総理	協理	議員	計
(福建帮)	一名	四名	一六名	二二名
(広東帮)	一名	六名	二四名	三一名

右の合計五二名のうち、広東帮(広・潮・埔・瓊・梅をふくむ)が圧倒的員数を占めていたが、最近年では福建帮の方が優位を占め、商団董事六名のうち四名は福建帮で、計二七名となり、その地位の逆転をみている。最近、シンガポール中華総商會では、帮別選挙制に対する批判の声が高くなり、一九六八年九月には、同会財政主任の「康振福」(福建省出身)が分帮選挙制は本国からもちこまれた守旧観念であって、董事四五名、商業団体董事六名を分帮的に選出する第一八条を修改して、商業団体董事二五名、商号董事二五名、個人董事五名、計五五名として、董事會を組織し、そのうちから会長一名、副会長二名を選出すべきである。一九六七年度の福建帮會員数五五六名に対し、その他各帮が六七九名で多数を占めているにもかかわらず、前述のごとく福建帮董事が五一名中二七名の過半数を占める矛盾に対し、抗議文を正副会長に呈出した。⁽⁴⁾だが、康振福の分帮選挙廃除の建議は直ちに認められないで、翌一九六九年二月二十日の選挙では、董事数を五一名から商団董事四名を増加して計五五名とし、次の通りの選出をみた。

	(帮初)	(會員数)	(董事数)
福建帮	二、一二五名	一三三名	
潮州帮	一、〇五五名	一一一名	

バンコックにおける華僑社会の構造

バンコックにおける華僑社会の構造

広 帮	三五四名	四名
三江帮	三一三名	三名
大埔帮 (客家)	一七〇名	二名
梅帮 (客家)	七〇名	一名
琼 (海南) 帮	六七名	一名
商団董事		一〇名

商団董事の内訳

(1) 砂拉越 ^{サラワック} 出入口商公会 (林理化)	七一票
(2) 新嘉坡製衣廠公会 (藍天)	七一票
(3) 星洲華人金銀商業公会 (林紹霖)	六七票
(4) 新嘉坡建築材料商公会 (沈孔)	六六票
(5) 爪哇商務公局 (邱繼藩)	六四票
(6) 新嘉坡樹膠製造品廠公会 (蔭振鎮)	六四票
(7) 中国綢布什貨入口商連合会 (李子衡)	六三票
(8) 新嘉坡摄影公会 (陳振声)	六三票
(9) 五金商公会 (柯隆美)	六一票
(10) 中藥出入口商公会 (林再欽)	六〇票

右の通り商団董事の増加によって、分帮制は多少緩和されたが、原則としてなお踏襲されていた。その理由

は、分帮選挙を廃除する場合は、選挙の競争激烈となり、華僑社会の分裂化を導く可能性がある。なお、言語・習俗の集団社会として福建会馆・義安公司（潮州八邑系）・茶陽会馆（大埔県出身者団体）・広東会馆・客属總會・三江会馆・琼州会馆等の帮派団体の個別的立場を保留して、選挙し、一旦選出された上は、各帮は董事会を組織し、同心協力華人団結の基礎として、総商会内部組織の各小組（総務・財政・商務・教育・福利・交際）は帮派的立場を超越して選出し、共同責任の上に華人社会の団結と進歩をはかり、個と全体の連合をはかつていくのが、現実的に即したいき方であるとの立場が保持されていた。したがって、総商会に保護を申請するものは、個人としてではなく、何らかの帮に入帮してからでなければ、総商会はその申請を受け入れることはできないとの集団社会的構造重視の立場を明らかにしていた。⁽⁵⁾

だが、一九七二年度華僑人口数（一六三万人）が総人口数（二二四万人）の七六％を占めるシンガポールにおいて、一九五四年以降自治が認められ、その後「人民行動党」≡ People's Action Party の李光耀（大埔県出身）内閣は一八年間の存続をみてきており、政治的・経済的・社会的の主要課題は、その名称に背かず、きわめて行動的・実践的に遂行されてきていることからして、中華総商会在最高自治機構として過去に果たしてきた役割は、漸次縮小化されている。この点で、既往の伝統主義的な帮派社会の機構と、分帮選挙制が批判されるにいたったことは、当然の帰結といえよう。

右のごとく、シンガポール中華総商会では帮派勢力は、商業団体の増加とともに、薄弱化してきているが、なお各地間の帮派的ネットワークは、依然として有力に機能しており、その勢力は温存されている。ことに、パンコックの場合は、シンガポールとの連携は緊密である。共通して、潮州系と客家系・大埔系が有力な存在を示し

バンコックにおける華僑社会の構造

ているからである。

シンガポールでは、福建帮系元老派が領導的立場を保持しているが、それにつぐものは、潮州帮・大埔帮等である点で共通性がみられる。両地の中華総商會が隔年毎に両地で交代に連合總會を開催している。政治的にも、米中会談後両国政府は密接な關係を保持して、シンガポールの李光耀首相（潮州府大埔県出身）と、タイ国タノム首相との会談で共同歩調をとることにしていることのごときは注目に値する。

何れにもせよ、各自の章程に明文と批判の有無如何を問わないで、双方の総商會には實質上分帮別選舉制が採用されている。

ハ ペナン中華総商會の場合⇨帮派制の問題は右の兩地に限定されるものでなく、各地華僑社会の伝統主義的構造の基盤を形成してきたものであって、西マレイシアのペナン中華総商會（一九〇三年創立）の場合については、同会章程(ハ)「選舉職員」には、本會の董事は、二年ごととに投票方式により選出され、粵（廣東）籍一五名、閩（福建）籍一五名、その他省籍二名、商業団体代表七名、計三九名とされている。その場合、商業団体董事は、本會の正副會長・義務查帳員に當選しえないことが(ハ)の丙項に明記されている。かつ、正副會長はともに粵・閩籍、もしくは他省籍のもので、独占されてはならない。⁽⁶⁾この点も、他の各中華総商會に共通するところである。

ニ 泰國中華総商會の場合⇨タイ国の場合については、シンガポールや、ペナンの場合のごとく、帮別制の明文規定はなく、「會董會」は、五一名を定員とし、それに主席、副主席二名・秘書一名・財政二名をふくめることとされている（本會、章程第一三条）。タイ国では仏曆二五〇九年（西曆一九六六年）制定の「商業公會條例」によ

って制約されているから、外観上中国的色彩は稀薄である。だが、帮別制の採用されていることは後述の通りである。会董の任期は二年であつて、会董会は二年毎に全体辞職することになっている（商業公会条例第四〇条）。法律に違反し、国家の経済安全を妨害し、もしくは人民の安全を妨害したものの、全員の三分の二以上の反対ある場合は、たとえ道徳良好であつても、会董を辞職しなければならない（本会章程第一五条）。

さらに、本会章程第七条では、会員資格の喪失は、（甲）死亡、（乙）退会、（丙）破産、（丁）入会当時の登記した商業、もしくは工業の経営を停止したもの、（戊）行為無能力、もしくはそれに準ずるもの、（己）十分の理由なくして、会費、もしくは賛助費の納入を一年から兩年にわたつて滞つたもの、（庚）さらに次の何れかの情況ある場合は、会董会の四分の三以上の通過をへて、その会籍が取消される。

- (1) その行為が商人道徳を失い、人の信仰をうけられなくなったもの。
- (2) 負債壹々、もしくはその行為が本会をして損失を蒙らしめるにいたつた場合。
- (3) 本会の章程を遵守しないか、商業公会組織条例に違反したもの。

タイ国における中国人は、国籍法が出生主義 *Jus soli* であるため、現地出生により多くはタイ籍を獲得し、タイ国の立法と習俗に従わねばならない色彩がみられる。本会章程もタイ文と中文で記載されている。

「会董会」は、毎月一回開催され、特別に事故があれば、特別会議が召集される（本会章程第二〇条）。

「会員常年大会」は、毎年十二月に召集される。会董会の常年報告書の追認、帳務の収支の審査、本会各項の事宜の討論と、二年毎に会董を選出することとなっている（本会章程第二三条）。

「会董会主席」の職務は、本会の代表人であること、本会職員の各項工作執行の監督、会董会会議の召集、会

バンコックにおける華僑社会の構造

員大会の主席と、会董会議の主席を担任することである（本会章程第三〇条）。

「会董会」の下部には常務会董会があつて会董のうちから、一五名を選出して常務会董会を組織し、會員大会と会董会の決議案の執行、本会常年財政收支予算の編製、本会一切の工作規程の制訂を任務としている（本会章程第三一条）。

本会は、「総幹事」一名をおき、常務会董会が委任する。総幹事は必ずしも會員であることを要しないで、品行端正・学識才能ともに優良で、政治的背景のないことを必要条件としている。事実上は語学・法律等に堪能で、既往には「老師」とか「出官」|| *adviser* とい、われたものに該当するものとみて差支えない。

章程からみれば、本会の機構は、ほぼ右の通りであるが、本会内では、中国語、もしくは潮州語が支配的で、章程には明文規定はなくとも、シンガポール中華総商會の場合と同様、帮別制は温存されている。

ここに、一九七一一二年度の本会の第二屆会董を出身別に觀察すれば、次の通りとなる。^(?)

(役職名)	(姓名)	(出身地)	(帮派)
主 席	黄作明	潮州澄海県	(韓江派)
副主席	楊錫坤	潮州恵来県	(榕江派)
副主席	伍励民	嘉応州梅県	(客家系)
秘 書	郭振殿	福 建 省	(福建系)
財 政	許漢能	潮州澄海県	(韓江派)
副財政	鄭偉昌	潮州潮陽県	(榕江派)

常務会董

陳紹勳

潮州揭陽縣

(榕江派)

〃

黃同清

福建省

(客家系)

〃

黃永林

潮州澄海縣

(韓江派)

〃

曾紹準

潮州普寧縣

(榕江派)

〃

葉祥龍

潮州潮陽縣

(榕江派)

〃

譚義操

廣東省

(広府系)

会董 (以下姓名略)

〃

潮州潮陽縣

(榕江派)

〃

饒平縣

(韓江派)

〃

潮安縣

(韓江派)

〃

福建省

(客家系)

〃

潮州澄海縣

(韓江派)

〃

潮陽縣

(榕江派)

〃

豐順縣

(客家系)

〃

廣府系

(広府系)

〃

湖南系

(湖南系)

〃

潮州系

(潮州系)

〃

嘉庇州梅縣

(客家系)

バンコックにおける華僑社会の構造

計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
			〃 普寧県	〃 饒平県	〃	〃	潮州潮陽県	〃 饒平県	〃 潮安県	潮州澄海県							〃 饒平県	潮州揭陽県		
			(海南系)	(榕江派)	(榕江派)	(榕江派)	(榕江派)	(海南系)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)	(韓江派)
			五一名																	

前表の計五一名役員の出身地別割当数は、次の通りとなる。

パンコックにおける華僑社会の構造

バンコックにおける華僑社会の構造

(1)	潮州韓江派（澄海・潮安・饒平）	一六名
(2)	潮州榕江派（潮陽・揭陽・普寧・惠来）	一三名
(3)	客家系（梅県・豊順・大埔）	八名
(4)	広肇系	四名
(5)	福建系	三名
(6)	海南系	三名
(7)	台湾系	二名
(8)	三江系	一名
(9)	湖南系	一名
	計	五一名

以上、七属各帮の役員割当数にもみられる通り、潮州府の北から南に貫流する韓江流域の潮安（旧名、海陽）・澄海・饒平の「海澄饒系」、もしくは「韓江派」が最大多数を占め、西方の惠州から東流し南下する榕江流域の潮陽・揭陽・普寧三県と恵来県をふくむ「榕江派」が第二位であり、併せて潮州帮がマジョリティーを占めている。潮州府内の客家系の豊順・大埔の二県と、潮州に北接する嘉応州の「客家系」が第三位を占め、バンコックの華僑社会は「潮州系」を中心として凝集化している。他の各帮はマイノリティーで、シンガポールでは、福建帮が元老派の地位にあるが、バンコックでは潮州帮は韓江派と榕江派元老の両頭支配で、戦前汕頭の高澄饒会馆と潮揭普会馆の組織した「万年豊会馆」の両頭支配と共通するものがみられる。最近では、榕江派が筆頭会董

の「陳弼臣」（潮陽県人）を中心として、いわゆる「アジア・トラスト」系が経済的にシンガポール・ホンコン等と連携のもとに、その発展が目立ってきている。潮州人の団結的凝集性は固く、中国ギルドの研究者であったH・B・モースも「汕頭の潮州人がすぐれてクラニッシュで、汕頭人の感情を害すれば、蜂の巣に手をつっこむと同様のことになる。」と述べ、汕頭貿易がごく微細な点まで完全に汕頭ギルド、すなわち「万年豊」の支配下にあった。他の諸港における汕頭人も、しっかりと地方的団体を組織し、本国ギルドと連携して、その指導下に動かされていた。本国ギルドは斗争団体ではあったが、形式的にきわめて民主的な支配下において、地域的に二部門（筆者いう韓江派と榕江派）にわかれ、双方から毎年二四名の代表が選出され、計四八名で管理委員会が構成され、会館の日常事務は両地域部門から輪番制で選出された二名宛、計四名のいわゆる常務会董で管理されていた。重要事項は、両地域部門に代表する各一名宛と、今一人は有給の秘書の三名に意見が徴せられる。有給秘書は「総幹事」に該当するもので、その資格と義務は会館の規則に明らかにされている。

泰国中華総商會には潮州帮だけではなく、他帮の参加もみているが、前述のごとく相似したものがみられる。今年のバンコックでの対日ボイコットにも、かつては械斗で有名であった潮州帮が華僑社会のマジョリティーを形成していることをも、多少の影響をもつものとみられるであろう。

バンコックの中華総商會が潮州帮の有力なペナン・シンガポールの中華総商會との、政治的・経済的連携を保持していることもみすごされてはならない。何れにもせよ、主席は第一位の韓江派であり、副主席の一名は第二位の榕江派、他の一名はその他各帮中の大帮の客家の代表で占められ、上位層にも帮別制の浸透していることは、シンガポール等の中華総商會の場合と同様である。⁽⁹⁾

バンコックにおける華僑社会の構造

總商会の尖塔状の構成Ⅱ各地方の七属集団の下位には、各県別の集団、その下位には鄉村団体、もしくは同姓村落の姓氏団体が下屬し、あるときは対立して往時にははげしい械斗をみたこともあり、また共通の利害關係に立つときは相連携して、対政府、もしくは対外的に強力なボイコット、ないしはストライキによる経済的斗争手段が發揮される。きわめて明確な集団主義的社会構造を保守している。

潮州帮の下位には海・澄・饒系の「暹羅澄海同郷会」、「旅暹潮安同郷会」、「饒平同郷会」があり、潮・揭・普系には、「旅暹潮陽同郷会」、「暹羅揭陽同郷会」、「旅暹普寧同郷会」が下屬している。そのほか、榕江流域の「惠来同郷会」については、例外的存在でもあって、惠来県出身者団体の所在さえみいだすのに苦心したが、漸くさがしえたものは、スラム街ともいふべきところにある陋屋にすぎないで、正式に確固とした会館組織の成立をみていない。だが、惠来県出身の「揚錫坤」（精米・建築・銀行・運輸・保険・鉄鉱・酒廠・糖商・製材）は単独の努力で多角的経営への進出に成功し、副主席の地位にすらあることは異例のことといえよう。ただ、彼は広府帮の広肇学校の出身者であって、純然たる潮州系とみなしえられるかどうかは、惠来会館の不在と同様問題があるようにみかけられる。

次に、客家混住の「泰国豊順会館」、客家専任の大埔県の「旅暹大埔同郷会」も、泰国潮州会館に下屬している。客家には「泰国客属總會」があり、嘉応州梅県出身の伍氏一族（藍二企業森林有限公司）を中心として森源・佐南・竹林等に相ついで、伍族のうち勳民が副主席の地位に就いている。

バンコックの客家の大多数は、嘉応州出身であるが、それに下屬するものには「泰国興寧会館」がある。潮州には、前述の通り大埔・豊順の両会館がある。そのほか、重労働者の出身地ともいふべき強悍な海陸豊（はいうほん）（惠州海

豊県・陸豊県出身者)の所屬する「惠州客家」のみいだされなことは、マレイシア・シンガポールの場合とは相違するバンコック客家社会の特徴といえよう。

福建省の永定客家(永定県出身)としては、胡文虎(一八八一—一九五四)が著名であったが、福建省の「永定客家」は、バンコックでは「泰国福建会馆」と「泰国客属總會」の双方に所屬する両頭的存在となっている。

「広肇系」は、性格開放的、職人的で、女子労働者も多数みられるが、社会的・経済的に守旧的でシンガポールにおけると同様後退の傾向がみられる。

「海南系」は、「国民経済雑誌」(第一二六卷・第四号、昭和四七年一〇月「宮下忠雄博士記念号」)所載の「海南帮」の場合について明らかにした通り、集团的凝集力がきわめて高く、海南島東北部の文昌県出身者のみで、同会館の第一二届(一九六九—七〇年度)の四八名の理事、監事のうち、陳来瓊理事長(文昌県錦山郷出身、珍平酒樓・工場・精米・建築・地産経営・天華医院副董事長・海南陳家社理事長・本年四四才・一二才来泰)以下四二一名が文昌県出身者であつて、「海南会馆」と呼称するよりは、「文昌県同郷会」に近い実態を保持している。他の六名もすべて文昌県の北方に近接する海口港に近い琼山県出身者のみであり、かつそれぞれ同姓村落、もしくは姓氏団体を形成して、地縁的結合関係、それは土語・習俗・職業ともつながり、各帮に共通した特性であるが、とくに海南帮の場合には地縁的凝集力のインテンシティーは異常に高いものがある。海南島の種族構成は、本国からの浙江・福建方面からの漢民族・客家や土着の苗族・黎族のほかに蛋民族・回教徒等人種的構成は複雑であるにもかかわらず、その混交をみないで、海外に進出した大多数は文昌県と少数は琼山県に限られている。地縁・血縁による自然的結合関係が、一般に旧習的なものとして問題にされない主張がみられるにもかかわらず、実態的には歴史的

バンコックにおける華僑社会の構造

に中国民間社会の伝統主義的構成が保守され、外観上最高経済的団体としてのみみられがちな中華総商会の構造にも潜在的に保守温存されていることは、みすごされてはならない。

ここで、その一例として海南会館役員の場合の姓氏団体として有力なものあげてみれば、次の通りのものがある。

- (1) 雲氏祖祠（海南会館第八屆理事長、雲逢春、その他第一―七屆雲竹亭理事長・第四―六屆監事・雲位侯・第八屆財政・雲逢仁等、以下略）
- (2) 陳家社（第八屆副理事長陳來瓊、第一屆常務理事陳協坤、第八屆監事陳明、第八屆常務理事陳香林、第九屆監事長陳嘉茂等）
- (3) 符氏祖祠（第一屆副理事長符照光、第四屆常務理事符嶽五、第四・五屆總幹事符宿垣、第六屆副監事長符汝舟、第七屆監事符大応等）
- (4) 韓氏祖祠（第一屆理事韓心伝、韓仁元・第二屆理事韓少文、韓鑫泉・第三屆秘書韓心伝・第四屆監事韓步程・第五屆監事韓義元・第七・八屆監事韓演豊・第九屆理事韓灼元等）
- (5) 吳氏祖祠（第二・三屆監事吳清瑤、吳世恵・第四屆理事吳世恵・第六・七屆理事吳淑芳・第六屆監事吳多福・第八屆監事長吳多福・第九屆理事吳多福等）
- (6) 林氏祖祠（第一屆秘書林中川、同理事林謨、同監事林達三・第二屆理事林鴻桓・第三屆監事長林鴻桓・第五・六屆理事林鴻桓・第七・八・九屆理事林鴻和・第九屆理事林猷義等）
- (7) 刑武縫社（第一二屆理事刑詒書、同理事刑東福、同理事刑福任、同理事刑毅鴻等）

如上の諸姓氏団体は、海南島文昌県方面の望族であつて、その多くは海南会館の役員として選出されるのみな

らず、一九七一年度の「泰國中華総商会」の会董としては、符大応（文昌県抱芳市辺田村人二二才来泰、タイ国最大の泰興盛製材工場経営）、符大源（明泰企業限公司経営）、呉多福（文昌県官路村人、通城「時計・眼鏡業」有限限公司経営）等、かつては経済的・社会的に最低位あった本帮から、計三名の会董が選出されている。

「台湾系」は、戦後日本語を理解することからして小帮でありながら、日本資本との合併企業で経済的進出をみ、二名の会董が選出されている。「泰国台湾会館」の主席の「林炳煌」（大新実業有限限公司董事長、二二才来泰、本年五二才）氏も、丹頂化粧品・花王石鹼との合併企業に成功している。

次に「三江帮」は、新来の集団であって、戦後上海の租界経済から脱出して、ホンコンのノース・ポイント（北角）に根拠地をおいて、仲継貿易港から加工産業地としてへの目覚ましい経済構造の改革を実現せしめ、今日では香港中華総商会長は浙江省出身の王寛誠（浙江省寧波市、維大洋行有限限公司董事長・大元置業有限限公司董事長・東南企業有限限公司董事長）であって、ホンコン総人口の九〇％以上を占める「広府系」をおさえる経済勢力を占めている。

だが、タイ国では戦後入国制限が強化されてきたためか、三江帮の勢力は家具業・建築業等の程度にとどまってしまう。そのことは、単にタイ政府の入国制限政策としてのみだけではなく、潮州帮の異常な団結性、いいかえれば排他性の結果にも帰結せしめうるかも知れない。

総商会への会董は張杰陵（浙江出身、江浙会館理事長・骨董・家具商・建築業）一名で、浙江会館の理事と総商会会董を二十余年間歴任している。ホンコンでは「三江系」は正会長、シンガポールの総商会でも、正会長「福建系」、副会長二名は、「潮州系」一名、「三江系」一名と、その会員数においても三江系の進出に即応している。

バンコックにおける華僑社会の構造

とは、きわめて対照的である。

泰国中華総商会の章程のうちには、帮派別選挙制の規定は、全然みられないが、会員の帮派的勢力に比例して会董の選出をみ、それが下属の県同郷会、姓氏団体の上に尖塔状的に構成され、「泰国中華総商会」が華僑商人社会の最高集成団体として機能を果している。

バンコックの華僑商人社会で、早くから経済的に最優位にあつたのは火碧業（精米業）であつて、現存の総商会の地址の十分の六を総商会が占め、十分の四は「火襲公会」、今日では「米商公会」に所属している。したがつて、既往の主席には陳守明（饒平県出身、陣覺利「精米業」公司、培英学校董事主席、第二三、一四、一八、一九届主席）や、蟻光炎（澄海県、光興泰・光順利・光順泰「精米業」公司、報徳善堂董事長、第一五、一六届総商会主席）等の精米業者等が総商会の運営に財政的援助に貢献し、現在の主席黄作明（澄海県出身、泰国米商公会主席、国際米業貿易有限公司董事兼經理、報徳善堂董事、新二届主席）も米商であり、また黄氏宗親總會名譽理事長でもある。

これらの領導層は、経済面以外に社会事業における貢献度も高いことが要請され、総商会は地縁的な七属団体の上に全僑性共同機関として、経済的団体として以外に、情勢の如何によつて社会的、時としては商会法や、章程で否定されている政治的活動にもおよぶ弾力性を保持している。

下屬する姓氏団体・村落団体・州県同郷会から、各善堂・医院・学校と、その同窓会等の上位にあつて、華僑社会を領導していく最高機関としての泰国中華総商会のもつ意義は、シンガポール共和国や、英領植民地ホンコンに比較する場合に、柔軟な支配体制の仏教国タイにおけるだけに、きわめて大きいものが観取されうるのである。

なお、泰国中華総商会は、タイ政府が一九六六年に改訂發布した「新商会法」では、バンコックに設立された商会には、バンコックと対岸のトンブリの法人、もしくは自然人は、何人でも同会会員として参加することができ、「泰国中華総商会」の名称も原則としてタイ文（タイ文名省略）に改称されることとなった。中文・英文の旧称名も用いえられるが、同会第三十一届会董会を改めて新一届会董会として改めて新発足するところとなった。⁽¹²⁾

右の経過には、一九五五年以降タイ政府が排華政策から、同化政策へと大きく転換し、タイ語強制政策を採用したことも関連している。

華僑社会がタイ政府の同化政策によって、どの程度の成果をあげていくかには、大きな問題が残されている。既往において、タイ政府は一九三二年から一九三八年にかけて、同化政策の促進に努めたことがあったが、一九三八年十二月からルアン・ピブン・ソンクラム＝Luang Phibun Songkhran が首相の地位につくとも、きびしい排華政策を促進し、塩・タバコ等の主要商品の製造・販売を禁止し、秘密裡に多くの職業制限政策を採用し、華僑側に多数の破産者をみるにいたらしめ、一九三九年秋には、公・私企業とも七五%以上のタイ人労働者の雇用を強制する政令を發布し、国貨使用を奨励した。排華政策は戦時中にも強行されたが、戦後一九五五年にブン首相の外遊後、七月十五日から華僑にタイ国民とはほ同様の権利を与えることとし、再び同化政策へと急転回した。タイ語をよくしなくても帰化を認め、一九五六年には、その出身・祖先の如何を問わないで、タイ市民はすべて平等に軍人ともなりうる「軍事法」の改正をさえみた。一九五七年九月のクデターでサリット元師との交代をみてからも、若干の職業制限、外僑隨身証例費徴収、タイ語教育の促進、中国人の入国制限が強化されてきている程度にとどまっている。⁽¹³⁾

このように、居住国政府の政策が排華、もしくは同化へと変転しても、如上にも明らかにしてきた通り、華僑社会に内在する強固な中華総商會を最高機関とする自治機構と、各地華僑社会間の緊密なネットワークと、華僑社会固有の「二元主義」によって、外観的に居住国生活に同化したごとくみられても、完全にタイ文化に同化され終ったとみえることは速断に失するであろう。華僑諸団体を下部から上位団体まで、総合的に観察する場合、血縁・地縁・熟識による自然的結合干係が、なおつよく温存されている。学校教育においてすら、培英学校・普智学校（潮州系）・明德学校・坤德女校（広肇系）・進德学校（客家系）・育民学校（海南系）・培元学校（福建系）・黄魂中学・新民学校（中国革命同盟会系）等、帮派的に設立されて今日におよんでいる。中華総商會それ自身は、沙吞（華商）中学校を經營している。

右のうちでも、マジョリテイの潮州系が、学生・卒業生数とも、もつとも多く、「培英^{べいいん}ブロック」として、有力な派閥を形成している。中華総商會には、「文教委員会」があつて、学制の編成・中国語教育等の促進援助を任務としている。中華総商會の委員会としては、「文教委員会」のほか、「交際委員会」・「宣伝委員会」・「調解委員会」・「体育委員会」・「徵求會員設計委員会」・「福利委員会」・「經濟研究委員会」・「商品鑑定委員会」・「促進工商業委員会」がある⁽¹⁴⁾。

それらの委員会の名称からしても、漸く終りの三委員会が純粹經濟的のものであつて、他の多くは華僑社会全体の福祉のためのものであつて、單純な經濟的団体としてのみは理解されえないのである。

へ 工商業委員会 Ⅱ だが、右の各委員会中最最後の經濟的色彩のつよい「促進工商業委員会」のみには、次の通りの各工商業組に分かれ、組織されている。

- | | |
|----------------|---------------|
| (1)、土産組委員会 | (15)、西勢組委員会 |
| (2)、火鋸(製材)組委員会 | (16)、酒業組委員会 |
| (3)、火礮組委員会 | (17)、紗布業組委員会 |
| (4)、木業組委員会 | (18)、袋業組委員会 |
| (5)、五金組委員会 | (19)、建築業組委員会 |
| (6)、米業組委員会 | (20)、銀信業組委員会 |
| (7)、菸業組委員会 | (21)、菓業組委員会 |
| (8)、皮業組委員会 | (22)、織業組委員会 |
| (9)、化粧品洋什貨組委員会 | (23)、職工業組委員会 |
| (10)、印刷業組委員会 | (24)、縫業組委員会 |
| (11)、金珠業組委員会 | (25)、缶詰京菓組委員会 |
| (12)、保険業組委員会 | (26)、糖業組委員会 |
| (13)、茶業組委員会 | (27)、鐘鏢業組委員会 |
| (14)、香叻汕組委員会 | |

右の諸業種のうち、籍貫(出身地)と職業がなお集团的に固定化していることの明らかにしうるものは、(1)土産併行集団は「潮州系」であり、(2)火鋸(製材)集団は「海南系」であり、(3)火襲(精米)集団は「潮州系」と若干の「広府系」であり、(4)木業、(5)五金、(6)米業、(7)菸業、(14)香叻汕(ホンコン・シンガポール・スマトラ貿易)集団、(15)西勢(ベトナム)貿易集団、(20)銀信業集団、(25)缶詰京菓業集団、(26)糖業集団等の食料品関係と、その貿易部

パンコックにおける華僑社会の構造

門等は何れも「潮州系」が支配的である。(8)皮業集団、(9)織業集団、(10)縫業集団は「客家系」であり、(11)茶業集団は「福建系」であることが明らかにされる。業種と出身地の固定化の傾向がかなり普遍的である。このようなクラニッシュな、もしくはセクシヨナリズムについて、中国ギルドの研究家のマックゴワン¹⁵ D. J. Macgowan は『一九世紀末温州(浙江省)の魚釣針ギルドが福建省人へのみ限られ、針造りの職人が泰州と江蘇出身者のみが、温州で働らくことを許されている。獣脂ろうそく職人と、錫箔たたき職は、地方的派閥心をつよいことである。これらの職人達は他省の同業者とは共同して働らかない。たとえ、別の建物で働いていても、しばしば激烈な械斗を、ほしのままにする。温州の金箔職人は寧波出身の金箔職人達で独占されている。

彼らの組合は温州人に金箔造りを教えることを禁じている。万一、ある雇い主がその規則に背く場合には、職人達は自分達の規則でこのような違反者に加える処罰を強行するために集会する。温州の商人ギルドが八〇年以前に設立された際に、参加を拒否したものには、たとえ同省内の地方の人達であっても、永久に排除することとしている。』と述べ、一九世紀末浙江省温州の職人達の場合について帮派的觀念のきわめてつよいことを指摘している。⁽¹⁵⁾

このような派閥精神は漸次後退し、他省人とも、長年の熟識(顔)関係によって、協同精神の成立をみてる場合もあることは、もちろん否定されえない。以上の諸業種集団のうちにも、各帮協同で組織されているものがあることはいうまでもない。しかしながら、なお概観するとき、マックゴワンが一九世紀末温州について述べたような特性が、とくにクラニッシュな、かつては械斗で有名であった潮州系支配のバンコックの華僑社会にも、前世紀的で、守旧的セクシヨナリズムの形式残存をみていることも見逃しえないところである。章程のうち

には、中国的色彩が稀薄化してきているが、実質的には、なお中国的因習の守旧されているところが少くない。華僑社会は個人主義的社會とみるよりは、なお北欧ゲルマン的団体主義に相似する集団主義社会として観察していくべきであろう。さらに、次稿で総商会の職能を述べる際にもその点をふくめて論ずることとする。

- (1) 泰國中華總商會章程（一九六七年二月重新批准）、第一三條。
- (2) 「新嘉坡中華總商會章程」（一九三九年八月三十日修正）、第4頁、第七章、第一八條。
- (3) 「新嘉坡中華商務總會試弁章程」、第二葉目第五章「選立會員」の條をみよ。
- (4) 南洋商報（シンガポール）、一九六八年九月二五日所載記事「康振福本一貫立場、力主廢除幫派制度」をみよ。
- (5) 南洋商報（シンガポール）、一九七二年九月一日所載記事「不列幫會員事、經函覆康振福」をみよ。
- (6) 檳榔嶼中華總商會章程、公元一九五九年五月修正、第二一三頁。
- (7) 「泰國中華總商會會員名錄」、一九七一年度版、卷頭、會董芳名錄をみよ。
- (8) Hosea Ballou Morse, *The Guilds of China, Shanghai, 1932*, p.61.
- (9) シンガポール中華總商會の場合、正會長は福建幫出身、副會長の一名は潮州幫出身、今一名の副會長は三江幫から選出されている。

右については、「新嘉坡中華總商會第三十三屆職員表」をみよ。三江幫副會長としては、湯景賢（江蘇省人、環球煙草有限公司董事長、上海友連建築公司東主）が選出されている。

- (10) 胡文虎については、「泰華僑人物誌」中国華民国四十五年四月一日、曼谷週刊発行、第二一三頁をみよ。

なお、客家帮代表の胡族財閥の全事業は、昨年福建帮領袖で、シンガポール中華總商會長の「黃祖耀」の經營する大華銀行が、イギリス系マーチャント・バンクのスレーター・ウォーカー＝Slater Walker を利用して、一週バンコックにおける華僑社会の構造

バンコックにおける華僑社会の構造

間でテーク・オーバーし、さらに大華銀行は、相ついで広府四色系の余東旋財閥の経営する「李華銀行」をもテーク・オーバーしたことは、昨年の華僑金融界における注目に値する事実であつた。

- (11) 林謙主編「海南旅泰華僑誌（中華民国五十一年四月出版）」ならびに同統集（中華民国五十三年六月出版）」バンコック、海南旅泰誌編纂処刊行。
- (12) 「泰國中華總商会六十週年紀念刊」仏曆二五二四年（一九七一年）タイ國中華總商会刊行、第二三頁。
- (13) Joseph P. L. Jiang, *The Chinese in Thailand*. (Journal of Southeast Asian History, Vol. 7, No. 1, March 1966, pp. 39—65.)
- (14) 「泰國中華總商会年刊」第二十九屆、一九六五年刊行、C九一—C九五頁。
- (15) D. J. Macgowan, M. D. "Chinese Guilds, or Chambers of Commerce and Trade Unions" (Journal of North-China Branch of the Royal Asiatic Society, 1888—1889, p. 181.